

**在外製造子会社等向けの部品に係る国際的価格カルテルの事例
(テレビ用ブラウン管事件)**

- 【文献種別】 審決／公正取引委員会
【裁判年月日】 平成27年5月22日
【事件番号】 平成22年(判)第2号から第5号、同第6号、同第7号
【事件名】 テレビ用ブラウン管事件
【裁判結果】 排除措置命令取消(違法宣言)、課徴金納付命令に係る審判請求棄却
【参照法令】 平成25年法律第100号による改正前の独占禁止法3条・2条6項・7条2項・66条2項から4項・7条の2第1項
【掲載誌】 公取委ホームページ

LEX/DB 文献番号 30003352

30003351

30003350

事実の概要**1 事案の概要**

本件は、テレビ用ブラウン管(以下「ブラウン管」という)の製造販売業者11社が、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者(オリオン電機、三洋電機、シャープ、日本ビクター及び船井電機の5社であり、以下「5社」という)の東南アジア地域所在の製造子会社、関連会社又は製造委託先会社(以下「現地製造子会社等」という)向けブラウン管の販売価格について、最低目標価格等を設定する旨合意したことが不当な取引制限に該当するとして、公取委が行った排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判事件である。審決取消訴訟が提起されており、うち平成22年(判)第7号事件(サムソンSDIマレーシアに対する課徴金納付命令審判事件)審決に係る取消訴訟(東京高判平成27年(行ケ)第37号事件)では、平成28年1月29日、審決を支持する判決が出ている(公取委HP)。本解説では、本件に対する独占禁止法3条後段の適用の可否を中心に検討することとし、引用は平成22年(判)第7号事件審決による。

2 事実の概要

5社は、現地製造子会社等を有して、ブラウン管テレビの製造販売業を営んでいた。5社はそれぞれ、MT映像ディスプレイ(A)、サムソンSDI(B)、中華映管(C)、LGフィリップス・ディスプレイズ(D)及びタイCRT(E)ほかのブラウ

ン管製造販売業者の中から一又は複数の事業者を選定し、当該事業者との間で、現地製造子会社等が購入するブラウン管の仕様のほか、おおむね1年ごとの購入予定数量の大枠やおおむね四半期ごとの購入価格及び購入数量について交渉していた(以下この選定及び交渉を「本件交渉等」という)。現地製造子会社等は、本件交渉等を経た後、主にMT映像ディスプレイ・インドネシア(a₁)、同マレーシア(a₂)、同タイ(a₃)、サムソンSDIマレーシア(b)、中華映管マレーシア(c)、D、LPディスプレイズ・インドネシア(d)及びE(以下これらを「8社」という)からブラウン管を購入していた(本件交渉等を経て現地製造子会社等が購入するブラウン管を以下「本件ブラウン管」という)。平成15年から平成19年までの5年間における現地製造子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、8社からの購入額の合計の割合は約83.5%であった。

A及びa₁、B及びb、C及びc、D及びd並びにEは、本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の安定を図るため、遅くとも平成15年5月22日頃までに、日本国外において会合を継続的に開催し、おおむね四半期ごとに次の四半期における本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意し(以下この合意を「本件合意」という)、その後、a₂及びa₃が本件合意に加わった。

しかし、C及びcが平成19年3月30日、競

争法上の問題により本件ブラウン管の会合に出席しない旨表明し、その後Aも同様の対応を採ったことなどにより、それ以降会合は開催されていないことから、同日以降、本件合意は事実上消滅した。

公取委は、A及びBに排除措置命令（平21・10・7 審決集56巻(2)71頁）を行うとともに、a₁、a₂及びa₃、b並びにD及びdの6社に課徴金納付命令（同173頁〔b及びdについては平22・2・12〕）を行ったところ（cは課徴金減免申請による免除を受けたとみられ、また、Eは清算が終了していた）、D及びdを除く6社から審判請求がなされた。審判の結果、排除措置命令については、命令の時までに違反行為はあったが命令時にはなくなっており、排除措置を命ずる必要性が認められないとして取り消し（違法宣言審決）、課徴金納付命令については、審判請求を棄却した。

審決の要旨

1 不当な取引制限の禁止規定の適用範囲

「事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用されると解するのが相当である。」

2 一定の取引分野の画定

「本件合意は、……本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格について、各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨の合意であり、11社のした共同行為が対象としている取引は、本件ブラウン管の販売に関する取引であり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件ブラウン管の販売分野が一定の取引分野であると認められる。」

3 我が国所在需要者を巡る競争

「直接に本件ブラウン管を購入し、商品の供給を受けていたのが現地製造子会社等であるとしても、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の果たしていた……役割に照らせば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していたといえることができ」、「我が国ブラウン管テレビ製造販

売業者は本件ブラウン管の需要者に該当するものであり、本件ブラウン管の販売分野における競争は、主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったといえることができる。」

4 競争の実質的制限

「現地製造子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、被審人ほか7社からの購入額の合計の割合は、約83.5パーセントとその大部分を占めていたこと……等に照らせば、本件合意により、本件ブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたといえる……。」

5 課徴金対象となる「当該商品」

「本件ブラウン管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものであることは明らかである。したがって、本件ブラウン管は『当該商品』に当たるから、独占禁止法施行令第5条に基づき算定された本件ブラウン管の売上額が課徴金の計算の基礎となる。」

審決の解説

一 独占禁止法の場所的適用範囲

渉外的要素を有する競争制限行為について、国家法である独占禁止法をどの範囲まで適用できるのか、また、その根拠をどこに求めるのか（いわゆる域外適用）が議論されてきた。いち早く「効果主義」を確立した米国反トラスト法や効果主義に立脚した管轄権規定を有するドイツ競争制限禁止法等と異なり、管轄権規定を欠く独占禁止法の執行においては、属地主義による国家実行の下で、外国で行われた競争制限行為や外国企業に対する法適用は長年行われてこなかった¹⁾。しかし、公取委はマリナーズ事件において、日米欧の事業者による世界市場を対象とする市場分割カルテルを認定しつつ、「我が国に所在するマリナーズの需要者が発注するものの取引分野」における競争の実質的制限として構成し、排除措置命令（平20・2・20 審決集54巻512頁）を行うとともに、我が国所在需要者向けの売上げを有する事業者のみに課徴金納付命令（同623頁）を行い、さらに、本件について法的措置を採るに至った。

本審決は、独占禁止法の管轄権をまず肯定した上で違反の有無を判断するという手順を踏んでいない。国家法の管轄権を検討する理由が、主権が

併存する国際社会において国家法同士の矛盾・抵触を回避することにあるとすれば、実体規定の解釈として実質的に達成できる以上、管轄権の有無を先決的に判断する必要はないと考えられる。ただし、この手法が常に可能であるとはいえず、審決には「少なくとも」という留保が付されている。

こうした法適用の理論的背景には、公取委が開催した「独占禁止法涉外問題研究会」の平成2年の報告書があると考えられる。報告書は、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象になる²⁾と述べている。これは、我が国独占禁止法上、違反要件として行為要件に加えて効果要件（一定の取引分野における競争の実質的制限又は公正な競争を阻害するおそれ）の充足が必要であり、当該行為が効果要件を充足するのであれば当然にその効果が我が国市場に及ぶことを意味し、当該行為に対する管轄権の有無を殊更論ずる必要はないとする考え方である³⁾。

また、前述のマリンハウス事件では、事実認定レベルでは世界市場における市場分割を認定しつつ、法適用レベルでは我が国所在需要者向けに限定した取引分野が画定されており、自国所在需要者説を採用したものとされている⁴⁾。本審決は、この点を明示的に述べ、「一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われる」場合には独占禁止法が適用されるとし、その理由を我が国市場における自由競争経済秩序の保護という独占禁止法の趣旨目的に求めている。ただし、ここでも「少なくとも」の限定が意味を持ち、それ以外の場合に独占禁止法が適用される余地を残しており、あくまで事例判断である。

二 合意の認定と一定の取引分野の画定

審決は、11社の合意の対象が「本件ブラウン管」、すなわち、本件交渉等を経て現地製造子会社等が購入するブラウン管であると認定しており、当該行為が「対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して」取引分野を画定するという判例（社会保険庁シール談合刑事事件・東京高判平5・12・14高刑集46巻3号322頁を引用）に沿って、「本件ブラウン管の販売分野」を一定の取引分野と画定し、そこでの8社の販売割合が83.5%であったこと等から競争の実質的制限

を認定している。しかし、ブラウン管の購入者はこれら現地製造子会社等以外にも存在したはずであり、また、ブラウン管の供給者は11社以外にも存在していたと考えられる。実態としては、ブラウン管製造販売業者とブラウン管テレビ製造販売業者から構成されるグローバルな市場が形成されており、より広範囲な国際的価格カルテルが行われていた可能性も考えられるが、審決にはこうした限定について特段の説明はない⁵⁾。

ハードコア・カルテル事件におけるこのような縮小認定は、一定の取引分野における競争の実質的制限を要件とする法制においては事件処理上必要になるものであり⁶⁾、違反事業者側にも利益になることから、審判での争点にはならなかったものと思われる。

三 需要者の認定

審決は、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者5社とそれぞれの現地製造子会社等との本件ブラウン管の取引の実態を詳細に検討して、両者が「一体不可分となって本件ブラウン管を購入していた」のであり、5社は本件ブラウン管の需要者に該当すると判断し、「本件ブラウン管の販売分野における競争は、主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであった」と結論付けた。こうした取扱いには、「従来の国内カルテルについてはみられなかった法的判断であり、本件国際カルテルへの法の適用を可能にするために行った法的な擬制である」と指摘されている⁷⁾。

また、実態として、本件ブラウン管はもとより、それを基幹部品として現地製造子会社等が製造するブラウン管テレビも日本国内に輸入販売されたことはほとんどなかったと指摘されている。このため、本件に独占禁止法を適用することが我が国の消費者の利益につながることはなく、単にブラウン管の購入者である事業者5社を保護することに墮するのではないかとする批判があるが、これには反論もある⁸⁾。

本審決の論理に対しては、「国際法上、例外的な場合を除いて疑義のある管轄権原理とされる受動的属人主義の系譜に連なる」とし、また、カルテルの購入者側の経済的一体性を強調して競争法の国際的適用を肯定したケースを知らないとして、「国際法上疑義のある原理や論理は避けるのが賢明」であるとする批判がある⁹⁾。他方、実質

的にみれば、「カルテルの実行行為が国内に存在するために、客観的属地主義の観点から管轄を肯定できると述べるに等しい」ものであり、EUの実施理論や米国における実務とも整合的であるとする評価もある¹⁰⁾。

四 課徴金の計算

審決は、課徴金の関係規定を機械的に適用して売上額を計算しており、入札談合事案に係る最高裁判例（多摩談合審決取消請求〔新井組ほか〕事件・最判平24・2・20民集66巻2号796頁）を引用して具体的な競争制限効果が発生したものに限定すべきとの主張を退けている。これに対しては、独占禁止法の保護法益の観点から、例えば日本国内において引き渡されたものに限定することが合理的であるとする批判がある¹¹⁾。

五 まとめ

本件審決は、外国で行われた価格カルテルについて、不当な取引制限に該当すると判断し、課徴金納付命令を支持した新たな事例である。しかし、上述のように、その評価は分かれ、また、次のような種々の問題点を抱えている。まず、本審決が採った需要者側の一体性を認定する手法は、国内事案においては用いられておらず、本件への法適用を可能にするための便宜的なものとの疑問を拭えない。比較法的にみても、対象商品が直接又は（完成品として）間接に輸入されるものに限って制裁金や罰金の対象とされていると指摘される¹²⁾。また、小田切委員の補足意見に示されているように¹³⁾、マレーシア等の競争法による法執行が行われる場合には、外国競争法との重複適用が生じ、過大な制裁となりかねない。今後、独占禁止法の国際的執行を強化する上では、より普遍性のある理論と実務を発展させる必要がある。いずれにせよ、本件国際カルテルに対する法適用が、ブラウン管ないしはブラウン管テレビが日本国内に大量に輸入販売されている時期に行われていたならば、別途の法理論が採用されたかもしれず、また、より積極的な支持が得られるものとなっていたのではなからうか。

●—注

1) 国際カルテルに対しては、日本側当事者のみに対し、日本からの輸出取引分野における競争制限として独占禁

止法6条が適用されたことがある（化繊国際カルテル事件・公取委勧告審決昭47・12・27審決集19巻124頁）。

2) 公正取引委員会事務局編『ダンピング規制と競争政策 独占禁止法の域外適用』（大蔵省印刷局、1990年）67頁。

3) 平林英勝『独占禁止法の歴史（下）』（信山社、2016年）470頁は、この考え方を「構成要件説」と呼んで、本審決への影響を指摘する。

4) 白石忠志『独占禁止法〔第2版〕』（有斐閣、2009年）412頁。

5) この限定について、土田和博「審決評釈」公取778号（2015年）は「本件の事実関係は明らかでない部分が少なくな（い）」（64頁）と指摘し、また、泉水文雄「審決評釈」NBL1062号（2015年）は「事実認定によるのではなく、理由の説明のない」「定義」による「限定ないし切り取り」（64頁）であると指摘し、さらに、欧州委員会によるブラウン管カルテル事件決定を参照しつつ、こうした市場画定や競争の実質的制限の認定を批判する（66頁）。他方、越知保見「審決評釈」ジュリ1488号（2016年）は、「きめ細かな対応などの理由で、特定の供給者群から購入すること」があり、「特定の供給者が特定の需要者群を対象としてカルテルをしているとの見方をとったことは、相当の理由がある」（114頁）と評価する。

6) 入札談合事件に関するものであるが、栗田誠「独占禁止法による入札談合規制の展開——公取委敗訴事例を素材に」ジュリ1438号（2012年）30頁参照。

7) 平林・前掲注3）479頁。

8) 泉水文雄「国際カルテルと域外適用」日本国際経済法学会編『国際経済法講座I』（法律文化社、2012年）389頁（なお、泉水・前掲注5）は、この点には言及していない）。これに対しては、公取委の政策論（事件選択）としては首肯できるとしても、法律論として、事業者にしかならぬ効果が及ばない場合には独占禁止法の適用ができないとする立論は狭すぎるとする反論がある（土田・前掲注5）61頁、越知・前掲注5）115頁参照）。

9) 土田・前掲注5）59頁。排除措置命令に係るものであるが、申鉉允「韓国競争法の域外適用と最近の動向」日本経済法学会年報34号（2013年）68頁、74頁も参照。

10) 越知・前掲注5）112～113頁。

11) 泉水・前掲注5）68頁。

12) 泉水・前掲注5）68頁。

13) 本審決に付された小田切宏之委員の補足意見は、本来、現地製造子会社等を被害者とみなし、不利益処分を課すことにつき最も適切な国を判断すべきであり、本件に我が国独占禁止法を適用する場合にも課徴金の算定上工夫をすべきであるが、現行法の解釈として困難があり、また、現地製造子会社等の所在国が法的措置を採っていないことに鑑み、多数意見に賛成すると結論付けている。